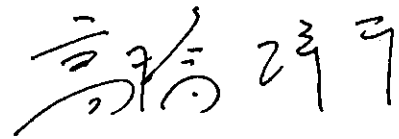


鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）3月31日

鎌倉市教育委員会教育長

Handwritten signature in black ink, appearing to read '高橋 研一' (Takahashi Ken'ichi).

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「教育機関」を「教育機関等」に改める。

第3条中「、課」の次に「、室」を加え、第3条の表を次のように改める。

教育文化財部

教育総務課

総務企画担当 経理担当 法務担当

学校施設課

学校施設担当

文化財課

文化財担当 史跡担当

生涯学習課

生涯学習担当 博物館機能等整備担当

学びみらい部

学びみらい課

学びみらい担当

学校人事課

学校人事担当

学務課

学務担当 給食担当

学校教育課

教育指導担当

児童生徒支援課

教育相談・支援担当

こどもみらい部

こどもみらい課

こどもみらい担当 給付担当 こども施設担当

青少年課

青少年担当

保育・幼稚園課

保育・幼稚園担当

こども家庭相談課

親子保健担当 家庭支援担当 こどもと家庭の相談室担当

発達支援室

発達相談担当 支援担当

第4条中「規定する課」の次に「及び室」を加え、第4条の表教育文化財部の部教育総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 教育文化財部、学びみらい部及びこどもみらい部内の庶務の総括についての事項

第4条の表教育文化財部の部教育総務課の項第18号中「経理」を「決算」に改め、同部学びみらい課の項、学務課の項及び教育指導課の項を削り、同部生涯学習課の項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) PTAについての事項

第4条の表に次のように加える。

学びみらい部

学びみらい課

- (1) 教育政策の企画、調整及び推進についての事項
- (2) 教育振興基本計画についての事項
- (3) 総合教育会議に関する連絡調整についての事項
- (4) 部内の事務事業に関する調整についての事項
- (5) 部内の庶務についての事項
- (6) 部内の予算及び決算の総括についての事項

学校人事課

- (1) 県費負担教職員の定数配置についての事項
- (2) 県費負担教職員の人事、給与及び研修についての事項
- (3) 県費負担教職員の健康管理、福利厚生及び公務災害についての事項
- (4) 県費負担教職員の免許についての事項
- (5) 県費負担教職員に関する式典、叙位及び叙勲並びに表彰についての事項

- (6) 児童数及び生徒数の推計についての事項
- (7) 学級編制についての事項
- (8) 定例校長会の開催についての事項
- (9) 市費負担教職員についての事項（教育総務課及び教育センター所管事項を除く。）

学務課

- (1) 通学区域の設定についての事項
- (2) 通学路に関する連絡調整についての事項
- (3) 児童及び生徒の就学についての事項
- (4) 教科書無償給与についての事項
- (5) 高等学校等の就学援助金についての事項
- (6) 小中学校の就学援助についての事項
- (7) 学区審議会についての事項
- (8) 学校保健に関する計画についての事項
- (9) 学校保健の管理及び指導についての事項
- (10) 児童及び生徒の学校災害についての事項
- (11) 就学時健康診断についての事項
- (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師についての事項
- (13) 学校給食に関する計画についての事項
- (14) 学校給食の管理及び指導についての事項
- (15) 学校給食の調理業務体制についての事項
- (16) 学校給食費の助成についての事項
- (17) 学校給食費の管理についての事項

学校教育課

- (1) 学校教育の指導計画についての事項
- (2) 教育課程についての事項
- (3) 学校経営及び学習指導についての事項
- (4) 児童生徒指導及び進路指導についての事項
- (5) 教材の取扱いについての事項
- (6) 教科用図書の採択についての事項
- (7) 特別支援教育についての事項
- (8) 教育研究の指導についての事項
- (9) 就学相談についての事項

児童生徒支援課

- (1) 不登校対策の推進についての事項
- (2) 教育に関する相談、カウンセリング及び指導についての事項
- (3) 教育支援についての事項
- (4) 関係機関との連携についての事項

こどもみらい部

こどもみらい課

- (1) 部内の事務事業に関する企画、調整及び推進についての事項
- (2) 部内の庶務についての事項
- (3) 部内の予算及び決算の総括についての事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的企画、調整及び推進についての事項
- (5) 児童福祉審議会についての事項
- (6) 子ども・子育て会議についての事項
- (7) 子育て相談窓口についての事項
- (8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による施設等利用給付の認定及び給付管理に関する事項（認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）
- (9) 私立教育・保育施設の確認、指導及び助言についての事項（認可外保育施設に係るものに限る。）
- (10) 多様な集団活動利用支援事業についての事項
- (11) 保育料等の徴収についての事項
- (12) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当についての事項
- (13) 小児及びひとり親家庭等の医療費の助成についての事項
- (14) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療についての事項
- (15) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子福祉資金等の援護についての事項
- (16) ひとり親家庭の相談及び支援についての事項
- (17) 部内の施設整備（維持修繕を含む。）についての事項
- (18) 公立保育所の民営化についての事項

青少年課

- (1) 青少年健全育成対策についての事項
- (2) 青少年の非行化防止についての事項
- (3) 社会環境の浄化活動についての事項
- (4) 青少年指導者の育成についての事項
- (5) 青少年団体の育成についての事項
- (6) 青少年育成事業についての事項
- (7) 青少年問題協議会についての事項
- (8) 子どもの家及び放課後子どもひろばについての事項

(9) 青少年会館についての事項

保育・幼稚園課

- (1) 児童福祉法による保育の実施についての事項
- (2) 子ども・子育て支援法による保育給付の認定及び給付管理に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法による施設等利用給付の認定及び給付管理に関する事項（認可外保育施設に係るものを除く。）
- (4) 保育料等についての事項
- (5) 公立保育所についての事項
- (6) 幼稚園についての事項（教育センター所管事項を除く。）
- (7) 私立教育・保育施設の施設整備についての事項
- (8) 私立教育・保育施設の確認、指導及び助言についての事項（認可外保育施設に係るものを除く。）
- (9) 地域型保育事業の施設整備についての事項
- (10) 地域型保育事業の認可、確認及び指導についての事項
- (11) 私立教育・保育施設及び地域型保育事業施設等の給食管理、保健指導、栄養指導及び援助についての事項
- (12) その他保育についての事項

こども家庭相談課

- (1) 母子保健事業についての事項
- (2) ヤングケアラー等に関する相談・支援及び連絡調整に関する事項
- (3) 地域子育て相談機関についての事項
- (4) 家庭支援についての事項
- (5) 子育て支援センターについての事項
- (6) ファミリーサポートセンターについての事項
- (7) 児童福祉法による助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施についての事項
- (8) こどもと家庭に関する相談及び支援についての事項

発達支援室

- (1) 発達に関する相談及び発達支援についての事項
- (2) 特別支援保育助成事業についての事項
- (3) 障害児放課後余暇支援についての事項
- (4) 発達に関する理解、啓発等についての事項
- (5) 発達支援システムネットワークについての事項

(6) 発達支援サポートシステム推進事業についての事項

(7) あおぞら園についての事項

第5条第1項中「担当課長」の次に「、室に室長」を加え、同条第2項中「課長代理、課長補佐」を「課長代理、室長代理、課長補佐、室長補佐」に改め、同条第3項中「教育指導課」を「学校教育課及び児童生徒支援課」に改める。

第6条第6号中「をいう。）」の次に「又は室長」を、「、課」の次に「又は室」を加え、同条第8号中「課長代理」の次に「又は室長代理」を、「、課」の次に「又は室」を加え、同条第9号中「課長補佐」の次に「又は室長補佐」を、「、課」の次に「又は室」を加え、同条第15号中「教育指導課長」を「上司」に改める。

「第3章 教育機関」を「第3章 教育機関等」に改める。

第7条第1項中「教育文化財部」を「学びみらい部」に改め、同条第2項中「及び相談指導担当」を削り、同条第3項中第9号から第11号までを削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「県費負担教職員」を「県費及び市費負担教職員」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育のデジタル化についての事項

第8条及び第9条を次のように改める。

(保育所)

第8条 保育所は、こどもみらい部保育・幼稚園課に属する。

2 保育所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 保育所の運営についての事項
- (2) 保育料等の徴収についての事項
- (3) 保育計画についての事項
- (4) 乳幼児の保育及び保健指導についての事項
- (5) 保護者との連絡調整についての事項
- (6) 子育て家庭の支援についての事項

3 保育所に次の職を置く。

- (1) 保育所に園長を置く。
- (2) 保育所に副園長を置く。
- (3) 前2号に定める職のほか、保育所に業務主事、主事その他の職を置くことができる。

4 保育所における職務は、次のとおりとする。

- (1) 園長は、上司の命を受け、保育所の事務を処理し、所属職員を指導する。
- (2) 副園長は、上司の命を受け、担任する事務又は業務を処理し、所属職員を指導する。
- (3) 第6条第13号、第14号及び第17号の規定は、業務主事、主事その他の職員の職務について準用する。

(青少年会館)

第9条 青少年会館は、こどもみらい部青少年課に属する。

2 青少年会館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 青少年会館事業の計画及び推進についての事項
- (2) 使用承認及び使用料の徴収等についての事項
- (3) 施設の管理についての事項

3 青少年会館に次の職を置く。

- (1) 青少年会館に館長を置く。
- (2) 前号に定める職のほか、青少年会館に業務主事、主事その他の職を置くことができる。

4 青少年会館における職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、上司の命を受け、青少年会館の事務を処理し、所属職員を指導する。
- (2) 第6条第13号、第14号及び第17号の規定は、業務主事、主事その他の職員の職務について準用する。

第11条第1項中「教育部中央図書館」を「教育文化財部中央図書館」に改める。

第14条中「をいう。）」の次に「、室長」を加える。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。